

第 1 6 2 7 回 島根県教育委員会会議録

日時	令和 4 年 12 月 23 日
自	13 時 30 分
至	16 時 35 分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

一 公 開 一

(議決事項)

第20号 令和4年給与改定に伴う給与関係規則の一部改正について (総務課)

第21号 令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜制度の改善方針について
(教育指導課)

第22号 令和5年度特別支援学校高等部及び専攻科の入学定員について
(特別支援教育課)

_____以上原案のとおり議決

(報告事項)

第58号 令和4年度11月補正予算の概要について (総務課)

第59号 令和5年度島根県教育職員(実習助手)採用候補者選考試験の結果について
(学校企画課)

第60号 令和5年度島根県教育職員(理療科教諭・理療科実習助手)採用候補者選考試験の結果について
(学校企画課)

第61号 令和5年度島根県市町村立小・中学校等校長・教頭・主幹教諭採用・昇任候補者選考試験(再任用教職員選考含む)の結果について
(学校企画課)

第62号 「教職員の働き方改革プラン」の重点期間における取組検証及び今後の対応の方向性について
(学校企画課)

第63号 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(案)の概要について
(保健体育課・社会教育課)

第64号 県立青少年社会教育施設の宿泊棟の利用再開等について
(社会教育課)

第65号 社会教育関係表彰等について
(社会教育課)

第66号 「風流踊」のユネスコ無形文化遺産代表一覧表への記載決定について
(文化財課)

第67号 第8回古代歴史文化賞について
(文化財課)

_____以上原案のとおり了承

—非公開—

(議決事項)

第23号 令和6年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験のアウトラインについて(学校企画課)

第24号 教職員の懲戒処分について(学校企画課)

—————以上原案のとおり議決

(承認事項)

第7号 職員の懲戒処分について(総務課)

—————以上原案のとおり承認

(協議事項)

第5号 浜田ろう学校高等部における学科名の変更について(特別支援教育課)

—————以上資料により協議

(報告事項)

第68号 令和4年度文部科学大臣優秀教職員表彰について(総務課)

—————以上原案のとおり了承

II 出席者及び欠席者

- 1 出席者【全員全議題出席】
野津教育長 朋澤委員 河上委員 原田委員 生越委員
- 2 欠席者
池田委員
- 3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

石原副教育長	全議題
柿本教育監	全議題
中澤教育次長	公開議題
佐藤参事（教育指導課長取扱）	公開議題
小畑総務課長	全議題
大野学校企画課長	公開議題、議決第23号、第24号、承認第7号
妹尾特別支援教育課長	公開議題、協議第5号
野々内社会教育課長	公開議題
角田古代文化センター長	公開議題

- 4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

福井総務課長代理	全議題
佐々木総務課人事法令グループリーダー	全議題
恩田総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

野津教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	3件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	10件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	2件
	承認事項	1件
	協議事項	1件
	報告事項	1件
	その他事項	0件
署名委員	原田 委員	

議決第 20 号 令和 4 年給与改定に伴う給与関係規則の一部改正について（総務課）

○小畑総務課長 1 の 1 ページをお願いします。人事委員会勧告を踏まえた令和 4 年の給与改定については、11 月 1 日のこの会議において、報告・承認をいただいたところである。また、給与改定を実施するに当たり、給与関係条例の一部改正案を 11 月定例県議会に提出し、12 月 7 日に原案どおり可決されたところである。

1 の 2 ページをお願いします。おさらいの意味で条例の一部改正の概要の資料をつけている。

3 改正の内容であるが、給料月額を平均 0.35% 引上げる給料表の改正及び期末・勤勉手当の年間支給月数を 0.15 月分引上げ 4.15 月とし、引き上げ分を勤勉手当に配分する改正であった。

1 の 1 ページへお戻りいただきたい。2 一部改正する規則であるが、市町村立学校の教職員の給与に関する規則となる。

3 改正の内容だが、本日お諮りする規則の一部改正は、給料表の改正に伴い必要となる改正で、その内容としては昇格時号給対応表の一部を改正するものである。地方公務員の給料の支給額は、給料表の「級」と「号給」の組み合わせで決定されており、職種に応じて異なる給料表が適用されている。このたびの給料表の改正では、全号給の引上げを行っているが、そのうち特に若年層の引上げ額が大きく、その影響で 1 級から 2 級に昇格する際の昇格後の号給が現行から変わることになるため、昇格後の号給を定めた昇格時号給対応表を改正するものである。

1 の 3 ページから 1 の 6 ページが改正に係る新旧対照表となる。給料表ごとに昇格時号給対応表を定めており、1 の 3 ページから 1 の 4 ページの中学校・小学校等教育職給料表、1 の 4 ページから 1 の 5 ページの医療職給料表（2）、1 の 5 ページから 1 の 6 ページの行政職給料表について改正を行うものである。

1 の 1 ページへお戻りいただきたい。4 施行期日は公布の日から施行とし、給料表の改正と同様に令和 4 年 4 月 1 日に遡っての適用とするものである。なお、規則改正に係り、市町村立学校の教職員の給与等に関する条例第 25 条の規定に基づく人事委員会への事前協議を並行して行っており、12 月 22 日に同意を得ていることを申し添える。

5 その他であるが、ここに掲げる2本の規則は、ともに人事委員会規則であり、これらの改正については、12月22日の人事委員会会議で、本日お諮りしている教育委員会規則と同様に改正することで議決されている。

———原案のとおり議決

議決第21号 令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜制度の改善方針について（教育指導課）

○佐藤参事 2の1ページをお願いします。ここでいう島根県公立学校とは、島根県立及び松江市立の高等学校を示している。本提案については、入学者選抜を共管する松江市教育委員会においても本会議に併せ、本日、教育委員会会議に付議されている。午前中のところで議決が行われた。初めに申し添えておく。

改善方針を説明する。令和7年度島根県公立学校入学者選抜制度の改善方針については、1から5のとおり概要を示している。1の目的に至った背景、経過及び改善の趣旨から説明する。

2の3ページをお願いします。まず、背景として、平成31年2月に策定した「県立高校魅力化ビジョン」では、教育の基本的な方針と具体的な取組を示している。その中で、「生徒自らが選び、学び、夢をかなえる高校づくりの推進」を行う、もう1つの方向性として定め、具体的な取組として全ての県立高校において求める生徒像を明確にし、それを踏まえた入学者選抜方法の工夫を進めていくこととしている。昨年6月、全ての公立高校において、各学校の魅力化・特色化を図るためのグランドデザインを策定し、その中で「求める生徒像」を含めたスクールポリシーを公表した。これまでの入学者選抜制度の改善を振り返ると、直近の大きな改善は平成29年度入学者選抜になる。その際には、生徒の主体的な進路選択を促すため第2志望校制度を廃止し、一般選抜で受検できる公立高校は1校のみとなった。加えて出願後1回、志願変更を認めるといった仕組みや定員充足していない全ての高校学科で再度募集を行う第2次募集の制度化に変更した。その後は、令和2年度、大田高校・浜田高校・益田高校3校普通科の地域外制限の撤廃、令和3年度に松江市内県立高校3校普通科の通学区の撤廃を行い、制限を軽減し、選択の自由度を加えた。さらに、昨年度は推薦選抜、中高一貫特別選抜、スポーツ特別選抜における学校裁量部分の改善を行っている。その一方で、現行の入学者選抜の制度では、入学定員を全体で見ると、募集人員が多い一般選抜で事実上一校のみの受検となっており、中学生が合格可

能性のみを重視した手堅い出願または安全志向の学校選択を行っている傾向がみられることが指摘されていた。特に推薦選抜を行っていない高校や推薦選抜での募集定員が小さい学校が、そのような状況にある。また、推薦選抜では中学校長の推薦を必要とすることや、部活動ではない地域でのスポーツ団体の活動、文化芸術活動、ボランティア活動等に積極的に参加する生徒が入学者選抜の中で十分評価される仕組みになっていないという課題があった。

これまでの経過について説明する。令和2年度から入学者選抜の見直しを検討してきた。その過程では、県教育委員会が主催する意見聴取会を5回開催し、公立・私立中学校・高校、市町村教育委員会、保護者、学識経験者の代表の方から、先ほどの課題を含め多くの意見をいただいた。今年度になり、7月の県中学校長会総会で今後の入学選抜改善の方向性や実施の有無について説明が求められ、8月県高等学校長会協会から入学者選抜の早期改善の要望があった。9月以降、改善の方向性と具体的な変更の内容を案として示し、公立・私立中学校・高校の校長先生への説明と意見を聴取してきた。2の2ページのとおり、（案）令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜制度の改善方針として策定し、本日提案させていただいている。改善の趣旨は、入学者選抜制度が今年度から高校で実施される学習指導要領や、高校ごとに策定されたグランドデザインに対応するものになること。そして、中学生とその保護者にとって行ってみたい、行かせたい高校となるよう、高校の魅力化・特色化が一層推進され、各高校は入学者選抜に係る多様な選択肢を広げ、中学生がその中から主体的に高校を選び、新学習指導要領のもとで中学生一人一人の資質・能力を多面的・総合的に評価できるよう高等学校入学選抜の改善を行う。

2の4ページをお願いする。1 目的は(1)中学生が多様な選択肢の中から主体的に高校を選ぶことができるようにする。(2)生徒一人一人の資質・能力を多面的・総合的に評価できるようにする。(3)各高校の教育の魅力化・特色化を推進するである。

2の5ページをお願いする。この表を用いて、改善方針並びに内容を説明する。細字は現行の内容、太字は変更点である。まず、表の左から1列目に1月に実施する飯南高校、吉賀高校で行っている中高一貫教育校特別選抜、表の右から2列目に3月に実施する一般選抜、表の右1列目にあるその後実施する第2次募集がある。これについて変更はない。現行どおり実施する。また、一般選抜において出願の表に記載のとおり一般選抜出願後の志望変更を1回認めることも引き続き行う。左から2列目、現行スポーツ推進指定校推薦入学者選抜を新しくスポーツ推進指定校入学者選抜に変更する。左から3列目、現行、推

薦入学者選抜を廃止し、新しく総合入学者選抜、以下総合選抜を新設する。さらに、中高一貫教育校に係る入学者選抜を加えて左の3つの列を括って、1月に実施する入学者選抜を特色入学者選抜、以下特色選抜と呼ぶこととする。これは、1月の同一時期に実施してバラバラに捉えられている3つの選抜を1つの名称で括ることで、1月に1回目特色選抜、3月に2回目一般選抜、3回目第2次募集選抜の最大3回の受検機会があることを広く理解してもらうためである。総合選抜の実施校については、定時制通信制を除く全ての全日制学科で実施する。その募集人員は大社高校体育科60%を除き、入学定員の10から40%程度までで各校が定める。よって、全ての学校学科で総合選抜において募集人員を設け、生徒の選択肢を広げ、受検機会を設ける。また、松江市内の松江北、松江南、松江東の3校普通科と出雲高校普通科では、今まで松江市外、出雲市外からの受検を制限していた地域外制限を総合選抜ではなしとする。これにより、保護者が県内に移住する場合、県内の全ての公立高等学校に出願できることとなる。出願資格については、スポーツ選抜と総合選抜において、中学校長の推薦は必要なしとする。グランドデザインの求める生徒像に基づき、各高校が定める要件を満たすものとする。スポーツ特別選抜については、中学校長等による活動実績を証明する書類の提出を求めることとする。

2の6ページをお願いする。7 スポーツ推進指定校入学者選抜及び総合入学者選抜のみを取り出し、より具体的にお話をする。一番下の欄を御覧いただきたい。スポーツ特別選抜と総合選抜では、選抜の資料として個人調査報告書に加え、各学校定める書類、課題レポートなどを求めることもできることとする。選抜資料を基に書類審査を行う。選抜検査については受検生を多面的・総合的に評価できるよう、各高校が定める2つ以上の検査を実施する。具体的には記載のとおりであるが、口頭試問、教育委員会作成の学力検査、または学校独自の学力検査などを実施可能としている。

2の4ページにお戻りいただきたい。開始年度は現中学1年生、義務教育学校7年生が受検する予定の令和7年度入学者選抜から実施する。

5 今後のスケジュールについては、本日の教育委員会会議において議決をいただいたら、各市町村教育委員会を通じて、全ての公立中学、高等学校並びに私立の中学、高等学校、市町村教育委員会へ通知する。また、報道発表を行なう。さらに、来週以降、説明動画を県教育委員会ホームページにアップし、広く視聴いただけるようにする。明けて1月16日以降、中学校、高等学校、市町村教育委員会対象の説明会を行い、その際、2の6ページ以降に添付している説明パンフレットを用いて、中学校を通じて、対象生徒や保護

者説明を実施することを願います。パンフレット4ページには、Q&Aとともに公立高等学校及び各高等学校のグランドデザインといった情報へ誘導する仕組みをとっている。

○生越委員 スポーツ特別選抜のところだが、スポーツ団体の指導者等による活動実績の証明のところ、この話は一般の民間の方や地域でされているスポーツ団体の指導者さんには、まだお知らせをされていないと思うが、その様式が自由であった場合に、とても指導者さんたちが迷うのではないかと思う。それが、その高校側の判断材料として見られるのは、その推薦状を作った人にもものすごく責任がかかってくるような気がするが、どの様になるのか。

○佐藤参事 スポーツの実績を証明する書類の様式については、現時点、並行しながら様式の策定を行っている。一定の様式をこちらから提案させてもらう。添付の資料の例についても、こちらから事例を挙げて案内をする予定としている。

○河上委員 改善方針の2の1の2(1)地域外からの入学者数を制限している全日制普通科4校についてである。地域外入学制限を行わないということだが、中学生の地域格差をなくして、多様な選択肢の中で主体的に高校を選ぶということは非常にいいことだと思う。また、そのことによって学びの向上心に繋がることを期待する。一方で、中山間地域の学校では、生徒がどうしても流れてしまうのではないかという危惧があるので、そういった配慮も必要かと思うが、そこはどのようなお考えか。

○佐藤参事 実際に制限枠がないことによって、地域によっては生徒が、その地域から流出するという可能性はないかというお問い合わせだが、実際には一般選抜については、しっかり地元に残られる状況にするために、一般選抜のところの地域外入学制限についてはそのまま維持という形にしている。もう一つは、学校がより一層今まで以上に魅力化・特色化を行っていただき、逆に言えば、都市部というところに流れるだけではなくて、魅力化に該当する学校に積極的に県内でも学びに行ってくれることをアナウンスするように、こちらから促して参りたいと思う。

○朋澤委員 今の質問についてだが、子どもたちが、いろいろな高校を自分が選んでいて学習力を高めることは本当にいいことであると思う。学校の受け皿として、島根県の山間部で高校に行こうと思っても寮に入らないと通学ができないというような状況がある。そういう学校の受け皿的な寮とか下宿ということについては、自由な行き来をするようになって大丈夫か。

○佐藤参事 実際には、制度改善についてだけ考えているので、それに平行して発生するような寮の不足や通学についての支援とか、今のところは、まだ検討していない。現状、起きれば、検討していく必要があると思っている。

○朋澤委員 吉賀高校でも以外と寮に入れる人数が限られている。実際、下宿を探すことや一般の家庭で預かるというのなかなか難しい現状もある。それを頭に入れておいて、実際に、始まったときに入学者が困らないような状況を作っていたらありがたいと思う。

○原田委員 2点お願いします。今、おそらく校長先生方が求める生徒像というのを、一生懸命考えて、魅力化する方向で、子どもたちがみてくれるように考えていると思う。一度、今回の入試で決めた求める生徒像とかは、数年後、校長が変わったり、職員の思いが変わったりして、こんな魅力の学校を作りたいと変化していくものであると思う。変化していったら、また今の形での改善の方針がまたずっと変わっていくものか。

○佐藤参事 実際、校長が変わることによって、スクールポリシーや求める生徒像が変わるのではないかとこのところであるが、実際、昨年度に制定いただき、今年度異動によって替わられて令和4年度を迎えた学校についても、実際のところは毎年6月にスクールポリシー、あるいはランドデザインを提起いただいている。内容をつぶさに見ていくと、あまり着任された早々で大きな手直しをされることはない。基本的にはコンソーシアム等諮ってつくったもので、校長1人の意見というよりは多くの意見によってできあがっているものという認識をしている校長が多い。大きな変更を着任早々のその年に大規模にするということは、されないように思っている。ただし、実際それが着任から時間がたてば、徐々に変化を伴うということもあるかもしれないが、そこもある程度地域や保護者のニーズ等をとらえていく上で、コンソーシアム等の意見を聞きながら、そのランドデザインについて緩やかに改善を図るという方法を選ばれることになっている。

○原田委員 先ほど河上委員が言われた不安を私も思っている。わたしが高校のときを思い出してみても沿岸部の高校だったが、中山間地域から進学校を目指してくる生徒たちは、昔も今も当然いるのではないかと思う。それに拍車をかけるのではないかという気がある。すると、人気があるとか大学進学がというところに集中してしまう。その学校はいいけれども、地元の子どもたちにとっての活性化とか、地元の高校の意欲や高校を見ている地域の方々の高校に対する思いのテンションが下がってくるようなことも危惧をする。教育委員で11月に山口の方に視察に行かせてもらったときに、小中高で地域に一生懸命やって

いるが、高等学校に地元中学校から上がってくるかということ、ほとんどが出て行ってしまって、その高等学校はどういう進路をとっているかということ、県内の大学や私立がほとんどではなかったかなと思う。それは考えてみると、その学校からは、より上級学校にはいけないようなイメージを植え付けてしまっているのではないかと思っている。そういう思いが子供たちにも中学の先生にもあったとしたら、それは地域にとって大きなマイナスになる。決して島根県がそうであるというわけではないが、その視察の中で、逆に今度は応援であるが、中山間地域や離島の校長先生たちが、もっともっと求める生徒像や地域の中で、もっとうちの学校に来てというような魅力化みたいなものが、より活性化されて、島根県全体の高校の改善に対するレベルが、ともに上がっていったらすごくありがたいと思っている。

○佐藤参事 私どもも原田委員がおっしゃった後者のことを期待しているが、ただ、地元を離れなくてもしっかり進路保障ができるということが大前提にたっていると思っている。これについては、教育委員会としても、校長方にお話をしていく必要があると思う。それと、最後に言われたように、各学校の中で、しっかりと魅力化を伝えながら、特に現時点では沿岸部から逆に中山間地域に生徒が上がってきている気配も、数字は小さいがある。そういう子が、できるだけ県内の学校から選べるようにということを今回のこの選抜の制度の改正の主眼としているので、そういう子どもたちが多く発生することも期待しながら、話をして参りたいと思っている。

———原案のとおり議決

議決第 22 号 令和 5 年度特別支援学校高等部及び専攻科の入学定員について（特別支援教育課）

○妹尾特別支援教育課長 資料 3 の 1 ページをお願いします。1 定員設定の基本的な考え方について説明する。高等部及び専攻科の入学定員については、10 月中に各特別支援学校が実施した就学相談会に参加した入学希望者を基準として設定している。なお、就学相談会の参加者のない場合も最低限の学級定員を設けている。入学希望者が全員入学できるように、学科及び単一障がい学級又は重複障がい学級の学級区分に応じて、学級数及び入学定員を設定することになっている。※のひとつ目に書いている定員基準の計算式によって設定している。

2 令和5年度高等部及び専攻科入学定員(案)について説明する。(1)高等部については、入学希望者数に応じて学校ごとに設定した結果、入学定員は合計66学級・333名とした。各学校の高等部の入学定員は、3の2ページの方に載せている。表の右端の欄に昨年度との比較を示している。松江ろう学校、松江養護学校、出雲養護学校、浜田養護学校、益田養護学校の5校で合計6学級減、定員減は28名の減としている。3の3ページ(2)各学校の専攻科の入学定員である。合計で7学級41名減としている。昨年度からの増減はない。(3)高等部及び専攻科の合計は73学級374名の入学定員となる。昨年度からの増減の詳細については3の4ページを御覧いただきたい。盲・ろう学校は高等部及び専攻科ごと、養護学校は、障がい種ごとに学級数と入学定員の増減を一覧にしている。該当数のないところは空欄としている。各表右側に増減を載せている。①盲・ろう学校では、高等部及び専攻科合わせて3名の入学定員減、②養護学校では、合計25名の入学定員減としており、③盲、ろう、養護学校は、合計28名の定員減としている。定員減の主な理由は、盲・ろう学校及び養護学校ともに入学見込者数が昨年度と比較して減少していることによる。全体の合計では15名減少している。その入学見込み者数の減の要因については、中学校の自閉症・情緒障がい学級の在籍生徒の高校進学希望の割合が現時点の見込みではあるが、昨年度に比べて高くなっていることが要因として考えられる。

3の1ページにお戻りいただきたい。2(1)高等部の分教室については、それぞれ単一障がい学級1学級で従来どおりとなっている。また、訪問学級については、訪問教育の対象になっている生徒で編制しているが、病状が試験日にまでに変わることもあり、現在、対象の生徒を把握し、来年2月ごろまでに学級を設定する。

3 今後の予定だが、今回、議決いただいたら、訪問教育対象生徒を除く学級数・定員数を公表する。また、高等部訪問学級の定員を確定した後、2月の教育委員会会議において、特別支援学校の定員を定める「県立学校の組織編制に関する規則」の改正を付議する。これは資料に載せていないが、就学相談会の状況について御報告すると、就学相談会の段階では中学校卒業後の進路について、本人保護者が高等部と高校のどちらを選択するか迷っているケースが例年ある。その場合、高等部の体験を通して特別支援学校での学びなどの理解を深めている。また、高校との併願を可能としており、その併願者の数も含めて入学定員を設定しているので、最終的に特別支援学校を選択した場合も進路を保障できるようにしている。また、特別支援学校が、それぞれの障がい種の就学基準に該当するかどうか判断しかねる場合は、必要な資料の提出を求めたり、障がい種の特別支援学校の就学相

談も進めたりして、ぎりぎりまで本人にとって最適な学びの場がどこなのか、就学相談を継続している。

——原案のとおり議決

報告第 58 号 令和 4 年度 11 月補正予算の概要について（総務課）

○小畑総務課長 4 の 1 ページをお願いします。本日の資料だが、11 月定例県議会の資料提出に合わせて 2 つに分かれている。

1 令和 4 年度島根県一般会計補正予算（第 6 号）の教育委員会関係分の概要である。

（1）補正予算の概要について、合計欄のとおり補正前の額 834 億 300 万円余を補正額 4,300 万円余の増額により、補正後の額 834 億 4,700 万円余とするものである。

4 の 2 ページをお願いします。（2）課別事業別一覧であるが、上から教育施設課については浜田養護学校において、来年度小学部 1 年生の入学が予定されているが、受け入れるための余裕の教室が無いこと、また、児童の増に伴う教職員数の増も考えられ、職員室の余裕もないことから、隣接する浜田ろう学校の教室の共用などの手法も取りながら、並行して来年度の新入生が迎えられるよう、教室及び職員室の確保等に係る施設改修のため 1,700 万円余の増額。

学校企画課、特別支援教育課については、原油価格・物価高騰の影響で、今年度の 5 月補正で措置した光熱費に係る予算に関して、5 月補正時の推計を上回る電気料金の高騰が続いていることから、引き続き、冬期においても新型コロナウイルスの感染拡大防止のための換気の徹底を行いながら、学習環境を維持できるよう、5 月補正時点の推計値と直近の電気料金との差額を再度予算措置するもので、両課分合わせて 2,700 万円余の増額。

保健体育課については、コロナウイルス感染症対策の一つとして、5 月補正予算で措置した学校部活動の全国大会参加に伴う PCR 検査に係る予算に関して、実績及び今後の見込を踏まえ整理するもので 2,600 万円余の減額。

社会教育課及び文化財課については、それぞれが所管している「青少年の家」「古代出雲歴史博物館」「八雲立つ風土記の丘」「古墳の丘古曾志公園」の指定管理施設 4 施設について、原油価格・物価高騰の影響で光熱費が上昇していることから、指定管理料を調整するもので 4 施設合わせて 2,500 万円余の増額。

4 の 3 ページをお願いします。（3）債務負担行為であるが、上から 1 点目、教育指導課が所管する未来の創り手育成事業費は、県立学校での ICT を活用した教育活動を円滑に

運営できるようネットワーク環境を強化・改善していくもので、4年度から新規のネットワーク構築強化の契約を締結し、翌年度から10年度までの運用を行えるよう設定するもの。2点目、特別支援教育課が所管する特別支援学校ICT環境整備事業費は、生徒1人1台端末整備に関し、令和5年度入学生分の端末導入が円滑に進むよう、今年度中に事前に端末に設定する管理ソフトや搬入経費等の契約を締結するため設定するもの。3点目、文化財課が所管する風土記の丘管理運営事業費は、指定管理の更新を行う八雲立つ風土記の丘の指定管理料に係り設定するもの。

(4) 繰越明許費である。教育施設課が所管する高等学校校舎等整備事業費について、今年度の当初予算で計上している隠岐水産高校実習棟整備に関して設計を行う中で、地盤調査等の追加が生じたことから全体の工期に遅れが生じたため、追加でとるものである。

4の4ページをお願いする。2 令和4年度島根県一般会計補正予算（第8号）の教育委員会関係分の概要である。

(1) 補正予算の概要について合計欄のとおり、補正前の額834億4,700万円余を補正額7,600万円余の増額により、補正後の額835億2,300万円余とするものである。

4の5ページをお願いする。(2) 課別事業別一覧である。概要欄に記載の別紙を次の4の6ページにつけているので、併せて御覧いただきたい。教育指導課及び特別支援教育課におけるスクールバス安全装置整備等支援事業である。別紙の1 現状のとおり、本年9月に発生した認定こども園の送迎バスでの置き去り事故を受け、幼稚園や特別支援学校などの送迎用バスに安全装置を設置することが義務化される予定となっている。このたびの補正予算は、これら幼児等の安全を守るために必要な予算を国が補正予算計上することに呼応するものである。具体の事業内容は別紙の2 対応の(1) 対象の①から③の3点となる。まず、1点目は、送迎用バスの安全装置の設置である。車内の幼児等の所在の見落としを防止する装置の設置となる。対象施設のうち、公立幼稚園と特別支援学校は義務設置となり、両施設分を合わせ700万円余の増額。また、任意となるが、希望する小中学校等についても国10/10で県を経由する形で国の補助制度があり、その措置として2,200万円余の増額。2点目は、登園管理システムの導入である。幼児の登降園の状況を保護者や職員で確認・共有するシステムの導入で国5分の4、設置者5分の1の補助制度となる。その関係予算として公立幼稚園分3,400万円余及び特別支援学校分200万円余の増額。3点目は、子どもの見守りタグの導入である。GPSを活用した子どもの見守りサービスに係る機器の導入で2点目と同様、国5分の4、設置者5分の1の補助制度となる。その関

係予算として、公立幼稚園分 900 万円余及び特別支援学校分 60 万円の増額。なお、公立幼稚園分の国補助金は、県を經由して市町村に交付する立付けとなっているので県での予算措置が必要となる。また、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、放課後児童クラブなどは、知事部局の健康福祉部での予算措置となっている。別紙の 2 対応の(3)その他のとおり、学校危機管理の手引を 11 月に改訂し、国が示したマニュアル等を参考に、児童等の置き去り防止のためのマニュアルを作成することなど、県立学校と各市町村等に働きかけている。

4 の 5 ページにお戻りいただきたい。(3) 繰越明許費である。ただいま、御説明したこれら事業については、今年度内の執行完了が困難であるため、全額、繰越予算を計上している。

○河上委員 4 の 6 ページの 2 (1) 対象①送迎用バスへの安全装置と②登園管理システムだが、具体的にどういった設備か教えていただきたい。

○小畑総務課長 1 件目の送迎用バスへの安全装置は、降車時に、社内点検を音で知らせる人感センサーなどがある。

○妹尾特別支援教育課長 登園管理システムというのは、タブレット端末を使ったり、ICカードを使ったりするようないろいろタイプがあるそうだが、まだ、具体的にどういったものを導入するかという連絡がない。お伝えしかねる状況である。

○生越委員 県内の公立幼稚園での送迎用バス、安全装置を導入ということだが、実際に送迎バスを使っている幼稚園は、どのくらいあるのか。

○小畑総務課長 この予算を要求するに当たっては、送迎用バスでの安全装置導入に当たり公立小・中・義務教育学校で 223 台の予算を計上している。

○朋澤委員 スクールバス等にこのような措置をすると国が言ってきている中で、多分機器については、まだはっきりしたものが出ていない。いろいろな提示は 4 月から実施になるにしても、少し後になるように聞いている。一般の車両で登園される園児はいないのか。他の県でも置き去りがあった。寝てしまって降りられなかったというのを普通の車両のお子さんもおられたりしたようだが、島根県で一般車両の方はいないか。

○佐藤参事 実態としては、一般車両を使う御家庭も実際にはある。

○朋澤委員 そこについては、家庭の方でしっかり対応されていると思うが、スクールバスに安全装置が、これから実施になっていくにしても、子どもたちの全体の安全を守るという面では、スクールバスだけではないと思う。安全について確認はしていただきたい。

登園管理システムのこともあったが、九州であった一番初めの置き去り事件のときには、この管理システムを使っていたが、そういう事件が起こったと思っている。システムに頼らず、実際、そこにおられる先生方が意識を強くしていただくことが一番かと思うので、そのあたりの進言をお願いしたい。

———原案のとおり議決

報告第 59 号 令和 5 年度島根県教育職員（実習助手）採用候補者選考試験の結果について（学校企画課）

○大野学校企画課長 資料 5 ページをお願いします。令和 5 年度の実習助手の採用に向けた選考試験を先般実施したので、その結果について御報告を申し上げます。実習助手については、実験や実習などについて教諭の職務を助ける職と位置付けられており、県内では、専門高校、特別支援学校を中心に配置をしている。

1 に記載のとおり、本年 10 月 29 日に試験を実施している。今回は実習助手の一般、工業、水産で 3 つの区分について試験を実施している。試験内容は、一般については論文、面接、パソコン実技、総合実技。工業、水産については、専門教養、面接、パソコン実技、専門実技を実施しており、全体を総合的に評価した上で選考を実施している。

受験状況と選考結果については 2 の表にまとめている。いずれの区分についても若干名を採用予定としていた。これに対して一般については、出願者・受験者が 14 名、最終的な名簿登載者が 2 名、倍率にすると 7.0 倍という結果となった。工業については、出願者が 11 名、受験者が 9 名、名簿登載者が 2 名、倍率が 4.5 倍。水産については、出願者・受験者が 2 名、名簿登載者が 1 名で 2.0 倍という結果となった。また、一般の区分については障がいのある方を対象とした選考を実施しており、出願者が 3 名、受験者 2 名という状況であったが、最終的に名簿登載となった方はおられなかった。

○生越委員 障がいのある方を対象とした選考で、名簿に載った方がいなかったのは、知識、技術が不足していたということか。

○大野学校企画課長 詳細は個別のことになるので差し控えたいと思うが、筆記試験、実技、面接を総合的に評価して、採用が難しいという判断になったところである。

○生越委員 知識も技術もしっかりされているのに、実は、受け入れ側の環境が整ってなかったという理由で落ちたのではないかと思い、質問した。

○大野学校企画課長 もともと障がいのある方を対象にした選考枠を設けて試験を実施しているのですが、そういう配慮した上で勤務いただくという前提で選考している。ただ、総合的に子どもに接する職であるということも踏まえて、評価した結果、なかなか採用が難しいという判断に至ったということである。

———原案のとおり了承

報告第 60 号 令和 5 年度島根県教育職員（理療科教諭・理療科実習助手）採用候補者選考試験の結果について（学校企画課）

○大野学校企画課長 資料の 6 ページをお願いします。令和 5 年度の理療科教諭・理療科実習助手の採用に向けた選考試験を実施したので、結果を報告する。理療科については、盲学校に設置した学科であり、あんま、マッサージ、指圧、針、灸、などに関する専門知識技能を身につけるための学科である。

1 に記載のとおり 12 月 1 日に試験を実施している。試験内容は専門教養、専門実技、教職に関する口頭試問を含めた面接試験を実施しており、総合的に評価をして選考を行っている。

2 受験状況及び選考結果を表にまとめている。教諭については若干名の採用予定に対して出願者・受験者が 2 名で、この全てを名簿登載している。実習助手についても出願者受験者が 1 名で、この 1 名を名簿登載したところである。

———原案のとおり了承

報告第 61 号 令和 5 年度島根県市町村立小・中学校等校長・教頭・主幹教諭採用・昇任候補者選考試験（再任用教職員選考含む）の結果について（学校企画課）

○大野学校企画課長 資料 7 の 1 ページをお願いします。令和 5 年度の小・中学校等の校長・教頭・主幹教諭の採用・昇任に当たっての試験を実施したので、その結果を御報告する。なお、昨年度から 60 歳を超えた再任用の方を校長・教頭などに任用できる仕組みを作っており、そのための試験も実施している。今年度も両方の試験を実施しているので、併せて御報告する。まず、1 ページ目のところは、再任用以外の現役の職員の方の結果をまとめている。

1 校長は、教育事務所管内ごとに受験者数、1 次試験の合格者数、また、最終的な名簿登載者数をまとめている。合計の欄を御覧いただきたい。受験者が全体で 120 名、1 次

試験の合格者が77名、最終的に名簿登載に至った方が47名という結果であった。倍率は2.6倍となる。なお、表のうち、かっこで記載しているのが女性の数で内数である。

2 教頭は、合計の数は受験者が90名、1次試験の合格者、1次試験の免除対象者を含めた数が75名、最終的な名簿登載者が46名、倍率にすると2.0倍という状況であった。

3 主幹教諭については受験者が合計で17名、1次試験の合格者・免除者が合わせて16名、最終的な名簿登載者が13名という結果となった。

下のところに近年の受験者数などを示している。御覧いただければ分かる通り、校長、教頭については、中長期的に減少傾向、特に教頭について近年の減少が顕著という状況になっている。主幹教諭についても、ここ3年ほどすごく少ない状況であったが、今年度から市町村教育長による推薦の仕組みを設けたこともあり、主幹教諭は今年度、受験者、名簿登載者数とも、かなり多くなっている。7の2ページは、再任用の方の校長の選考試験の結果をまとめている。まず、校長については、合計で42名の申し込みがあった。内訳としては昨年度名簿登載され、現在、再任用の校長として務めている方の更新希望が11名、新規の希望が31名という内訳であった。この42名の申込者のうち試験の結果、名簿登載することとしたのが全体で29名。内訳として更新が10名、新規が19名という結果であった。教頭については、申込者数が全体で10名、内訳は更新7名、新規3名、名簿登載者の数も全体としては10名、内訳は更新7名、新規が3名であった。なお、備考のところ※に記載しているが、松江事務所、出雲事務所管内それぞれ1名については、校長としての再任用を第1希望とされていたが、本人の意向も踏まえながら教頭としての再任用の名簿に登載した方である。主幹教諭については、申込者が全体で3名、内訳は更新2名、新規1名であったが、名簿登載したのは更新の2名であった。なお、資料7の3ページの説明は省略するが、今年度から試験の内容や受験資格の緩和などを行っているので、それを一覧にしている。参考資料として御参照いただければと思う。

○朋澤委員 2点教えていただきたい。新規の採用のところで、校長先生、教頭先生にしても、希望される方が少なくなってきた理由が、もしあったら教えていただきたい。もう1点は、再任用の校長先生、教頭先生にしても、皆さんが皆さん、名簿登載者されるわけではないが、何が、その判断の理由なのかと考えたらいいのかおしえていただきたい。

○大野学校企画課長 1点目の管理職希望者の減少の理由であるが、背景には、管理職試験を受けるような中堅層自体の数が少ないということがある。その年代の教員につい

ては採用する人数を比較的少なめに押さえていたが、今、その年代がちょうど管理職に向かうこととなり、教員自体の母数が少ないということが影響している。また管理職が多忙だというイメージがあり、なかなか適任者からも、手が挙がらないという状況もある。管理職の魅力を伝えつつ、また、管理職の方の働き方改革も進めていくということが今後より重要になってくるだろうと思っている。

2つ目の再任用については、管理職が不足する中で、本来、現役世代を充てるべきところに緊急的に充てる仕組みであるので、現役世代で賄える所については、再任用はしないという方針になっている。どのくらい不足しそうかというのを教育事務所の管内ごとに見て、それも見据えながら、名簿登載を行っている。当然、資質能力としては現在、校長、教頭を務めていただいている方なので、皆さん優れた方であるが、実際に必要なポスト数をふまえて、このような形で名簿登載をしているという状況である。

○朋澤委員 再任用の方で、もう1度と思われて希望されて出されたのに、駄目ですよと言われるのが、どういう感じなのだろうと思い質問した。現状や実情に応じてということだと理解した。

———原案のとおり了承

報告第62号 「教職員の働き方改革プラン」の重点期間における取組検証及び今後の対応の方向性について（学校企画課）

○大野学校企画課長 資料8の1ページをお願いする。働き方改革に関する取組検証と今後の方向性について御報告を申し上げる。

1 働き方改革プランの概要を簡単にまとめている。このプランは平成31年3月に策定したもので、令和元年度から3年度までの3年間を重点期間と位置付けていた。点線で囲っているように、働き方改革を進める目的を4点、また、この目標達成の指標となる数値目標を3点定めており、この達成のための手立てもこのプランの中に盛り込んでいた。令和4年度以降については、重点期間の取組を検証した上で、更なる改善見直しをしていくということになっており、今回の報告はその検証を行うという趣旨のものである。数値目標については点線の下のところに記載しているが、時間外勤務は月45時間以内、年360時間以内、年次有給休暇に関しては、全ての教職員が年5日以上取得、全校種平均で13日以上、ワーク・ライフ・バランスがとれていると感じている教職員の割合が90%以上、この3つを目標として定めており、この数値の達成状況を含めて検証を行っている。

2 これまでの主な取組をごく簡単に記載している。(1)勤務時間の客観的な把握については、全ての県立学校、市町村立学校で実施済みである。(2)学校内での業務改善の推進は着実に進んできており、県教委としてもモデル校での研究実践、事例集の作成、管理職への研修などの取組を進めているところである。(3)外部サポート人材についても、教員の業務を支援・代替するために各種の人材を配置してきている。当然、通常の業務への対応も必要だが、コロナ対応で業務が増大している部分もあるので、そうした追加配置も財源を確保しながら行っている。(4)教職員の定数配置については、国の定数が基本となるが、それに加えて、県単独の加配も含めた定数を確保している。更に国に対しては充実した対応を毎年度要望している。また、常勤の定数のほかに、県独自での非常勤講師配置事業も行っており、いじめ、不登校、特別支援等での課題でのきめ細かな対応に繋がっていると思っている。一方で、定数・予算を確保できても、実際の教員が確保できないという状況が近年生じている。定数どおりの配置ができず、教員が完全に配置できない欠員、また、常勤を配置すべきところが非常勤になる状況が生じており、現場の負担が増している状況がある。

3 働き方の実態である。(1)ではプランにおける数値目標の達成状況についてまとめている。①時間外勤務については、次のページに表がある。全校種平均で見ると、プラン策定前の平成30年度には月65.1時間だったのが令和3年度には月36.6時間と大きく減少している。割合にすると約44%減である。また、学校種ごとにみても、全ての学校種で月45時間以内の目標を達成できている。一方で、年360時間以内というのが最終的な目標だが、それを達成できているのは、特別支援学校だけという状況である。学校別に見ると中学校、高校の時間外が特に多い。主要因は部活動であろうと思っている。8の3ページの真ん中あたりから年次有給休暇について記載をしている。1つ目の表に記載しているが、各年度で年次有給休暇の推移を示している。令和3年度は少し増加して11.6日となっているが、目標は13日以上なので届いていない。それから、下の表に取得日数ごとの分布を書いている。最終的には年5日以上取得を全ての教職員ができるようにすることが目標であるが、5日以上取得が89%にとどまっており、1割強は4日以下しか取得していないということである。③ワーク・ライフ・バランスがとれている教職員の割合である。主観的な指標ではあるが、こちらの推移にあるように、平成30年度、令和元年度、2年度と増加傾向にあったが、令和3年度はぐっと下がって42.6%となっている。2つ目のポツに書いているが、令和3年度は多くの学校でコロナ感染が発生して、

精神面も含めた負担が増大したことが大きく影響していると思っている。また、新たな指導要領への対応なども重なったということもあろうかと思う。ただ、時間外勤務が減っている一方で、ワーク・ライフ・バランスの指標が悪化しているという状況なので、ここは注意深く見ていく必要があると思っている。

(2) のところでは令和3年度の時間外勤務に関して、少し細かい分析をしたものである。まず、①では時間数ごとの人数分布について、15時間ないし20時間刻みでのデータを整理している。学校種ごとに若干傾向が違うが、合計してみると月30時間以内、最終的な年360時間以内という目標を達成している者が50パーセント、ちょうど半分いるという一方で、その2倍以上の月60時間以上の時間外勤務となっている者が18%、2割弱いるなど、二極化の傾向が見られている。従来から業務の平準化が課題と認識をしていたが、データによってもそれが明らかになったと思っている。②職種別の状況だが、これも学校種ごとに少し傾向が異なるが、いずれの校種においても、教頭と主幹教諭の時間外勤務が特に多いというデータが出ている。また、その他の職種については、養護教諭、栄養教諭といった専門職と比べて一般の教諭の時間外勤務が多いというデータとなっている。次のページ③では、学校規模別の状況について記載をしている。小中学校などはデータが取れていないので、高校に限りて簡単に記載をしている。こちらに記載のとおり、学校の規模が大きくなれば時間外勤務が多くなる傾向が見られている。表の上段、全高校の平均で見てもそうした傾向が見て取れるとともに、下の段、普通高校に限りてみると、より顕著にそうした傾向が表れていると思う。小中学校など含めて今後、幅広くこうした事態も把握していく必要があると思っている。

(3) その他の①では、アンケート調査の結果で把握された教職員の意識についてまとめている。(ア) 主な調査項目における肯定的回答の割合については、例えば1の働き方改革、業務改善の意識、2の管理職のリーダーシップは7割程度高い水準になっているが、3、4、5番あたりは、まだまだ改善の余地があると思う。特に6番の業務の平準化、7番の教育委員会からの調査等の削減など、この辺りが、現場の実感として、まだまだ進んでいないという受け止めをされており、重点的に取り組んでいく課題だと思っている。

(イ) 教職員の方々が特に負担に感じている業務について、自由記述で回答いただいて、それを事例集に掲げた10区分に分類し、集計した結果を記載している。学校種ごとに1番から3番目まで並べている。例えば、小学校については、児童生徒対応、苦情トラブルにかかる業務の負担が高いという結果になっており、中学校、高校については想定どおりで

はあるが、部活動の負担が最も多いという結果が出ている。特別支援学校については学校管理運営、具体的には、調査・照会への対応、会計・成績処理などの負担が多いという状況になっている。次に②持ち帰り残業、こちらは統一的な調査を行っていないが、モデル校の各校種を対象にして、今年10月の実態を調査している。その結果によると、持ち帰り残業を実施した教職員が68%、実施した教職員のひと月当たりの平均日数が8日、1日当たりの平均時間数が2時間という結果となっている。単純計算すると 8×2 で月当たり16時間の持ち帰り残業を7割程度の教職員が実施しているということになる。ただ、あくまでごく限られた調査であるので、今後こうした実態を幅広く把握する必要があると思っている。

4 こうしたデータも踏まえた検証結果（総括）をまとめている。1つ目のポツにあるように、これまでの取組により、全校種で時間外勤務が大きく減少しており、月45時間以内の目標達成ができています。また、先ほどアンケート調査の結果を御紹介したとおり、個々の教職員の意識、管理職のリーダーシップも高い水準になるなどの成果を上げていると思っています。しかしながら、2つ目のポツのとおり、時間外勤務の年360時間以内という目標は達成できていない。年次有給休暇やワーク・ライフ・バランスについても目標に届いていない。また、時間外勤務については、全体平均値だけでなく学校種、規模、職種などの分析もしているが、そうした差異があるということ、教職員間での二極化の傾向などが明らかになっている。こうした状況を反映して、現場の教職員から数字としては改善しているけれども、実態としてはなかなか授業準備、生徒指導等の時間が取れない、業務負担軽減の実感が持てないといったことも聞いている。さらに、3つ目のポツにあるとおり、精神疾患等による休職者について近年は毎年30数名という状況が続いており改善していないとともに、御承知のとおり教員不足もより深刻化している。この背景には働き方の問題があるだろうと捉えている。こうした厳しい状況にあることを踏まえて次のページにあるとおり、今後早急にプランの数値目標、働き方改革を進めるそもそもの目的が達成できるように更に取組を徹底・強化していく必要があると考えている。その際、全ての学校に共通する取組も必要になるが、今回、明らかになった実態などを踏まえながら、時間外勤務の特に多い学校や教職員の状況等に応じて重点的に取組を講じたり、業務平準化を推進したりしていくということも重要である。さらに、最後のポツにあるが、今回、時間外勤務の数字が減っている一方で、ワーク・ライフ・バランスの指標が悪化しているということが明らかになった。先ほど申し上げたような精神的な面での負担が反映された面

もあると思うが、場合によっては、表面上の時間外勤務は減っているけれども、その負担が別のところに転嫁されているという可能性もあるので、今後、持ち帰り残業も含めて、学校の中にいる時間だけではなく、トータルでの実態把握もやっていく必要があると思っている。

この検証結果を踏まえて、5 今後重点的に取り組んでいくことを記載している。(1) 実態把握については、今回お示ししたデータを継続的に把握していくということに加えて、新たに持ち帰り残業、それから休憩時間などを含めて、把握・分析を行っていく。(2) 学校が担う業務の削減効率化、これもいろいろな取組を地道に進めて行くということだが、例えば、3つ目のポツのようなデジタル採点システム、答案用紙をスキャンで読み取って画面上で自動採点をしたり、自動採点ができなくても効率的に採点ができるというシステム普及が進んでおり、県内でも一部の高校で試験的に導入しているところ、これをより広げていくなど、ICTの活用も更に進めていきたいと思っている。また、教育委員会による調査・照会などの削減・簡素化がまだ十分進んでいないので、今、庁内ワーキンググループを設けて具体的な改善に向けた議論をしている。(3) 教員配置については、まず、欠員等を早期に解消して正常な状態に学校現場を戻していくということ、それに加えて国定数や県単独での加配、非常勤講師の配置なども進めていきたいと思っている。(4) 業務のアウトソーシングについては、外部サポート人材の配置が重要である。現状、コロナの財源を活用しながら配置をしているが、その財源確保がどうなるかということを見据えながら、コロナの有無に関わらず、恒常的に必要な環境整備ができるように配置を考えていきたいと思っている。特に今回、部活動指導の負担が重いという結果も改めて明らかになったので、その分、配置拡充の取組を進めていく。県立学校では、県単独の事業で配置しているサポート人材が多くあるが、事務は業務アシスタント、学習支援は学習指導員、それから保健室のサポートは別のサポートスタッフという形で細切れになっている面があるので、支援スタッフをできるだけ大括り化して、学校現場の実情に応じて柔軟に業務に活用いただけるようやっていきたいと思っている。(5) 今回課題が明らかになった業務の平準化に関しては、好事例の収集・展開、管理職へのそうした視点での研修も進めていきたいと思う。また、時差出勤などについて、県職員であれば行われているが、学校現場ではなかなか進んでいないので、今後、子育て・介護等の両立を促進していくという視点から、そうした仕組みの活用についても研究を進めていきたい。今回こうした形で検証して、成

果を確認できたが、まだまだ課題が多いということも改めて認識をしたので、来年度以降更に取組みを進めていきたいと思う。

○原田委員 8の5の(3)その他の7番目の教育委員会からの削減、精選簡略化がある。例えば、どんなことが学校に対して、削減や簡略化が行われたか。何かあれば教えていただきたい。

○大野学校企画課長 学校企画課の所管の例でいうと、加配をするときの計画書や報告書について何枚にもなる分厚いものを求めていたが、今年度からA4の1枚で、ほとんど選択式で書ける簡素なものに改めた。書類としてはそれで完結し、必要に応じて、個別に学校を見させていただくという形に切り換えている。また、人事異動に当たって、今までの小・中学校は紙で作業を行っていたところ、今年度から電子化を行い、データでやり取りができるようにする。ただ、まだまだそういう個別の改善にとどまっているので、学校企画課以外のことも含めて、トータルで現場が何に負担に思っているかをしっかり把握した上で、一步一步改善する必要があると思っている。

○原田委員 この部分で、8の4のところでも課長も説明されたが、教頭とか主幹教諭の時間外勤務の多いというところで、全てが教育委員会からのいろいろな提出ではないと思うが、何%かはそこが多く反映しているのではないかと思う。今、改善を言われたが大変かもしれない。もちろん国がいろいろな施策があつて、新たな調査みたいなことはあるけども、今現在で更なる改善努力を教育委員会として削減できるようなことがあるか。

○大野学校企画課長 まだ、具体的にこれというのは見い出せていない。まず、そもそもどんな調査がどういう目的でされていっているかを一覧にした上で、国に出さないといけないものは出さないといけない、予算を取るために必要なデータもあるが、そういった明確な目的が必ずしもないものや、調査目的は明確だが、必要以上に細かく出データを取り過ぎているもの、あるいは紙でやっているものなどを整理して改善していきたいと思っている。

○原田委員 働き方改革リーダーの養成という言葉があつて、実際やっつけらっしゃると思うが、働き方改革のリーダーが、校内でどのような実践をされて、どういう実態があるのか。現在で分かることがあれば教えていただきたい。

○大野学校企画課長 これまでリーダーがいなかったということも課題と捉え、今年度から新規事業として、リーダー養成の事業を実施している。これまでの取組により学校管理職の意識はかなり高まってきていると思うが、なかなか管理職が掛け声をかけるだけでは

改善しない部分があると思っている。一般の教員の中にそういったリーダーとして高い意識を持った方がいれば、よりきめ細かな改善が進んでいくのではないかという問題意識である。今年度、県内で小学校・中学校・県立学校それぞれ5校ずつ、15校から教員を出していただいて、専門のコンサルの方などのお力も借りながら研修、ワークショップや各校に対する個別支援など行っていただきながら、そのリーダー役の方の知見を高めている状況である。今年度それで1年間、研修、サポートを受けた方に、来年度以降、具体的な改善を進めていただければと思っている。

○河上委員 原田委員からお話があったが、全体的に見ても事務的な負担が先生方は多いと思う。また、多くの業務の効率化を図ることが急務だと思う。出雲市では、公務支援システムが活用されており、今、そういった業務の削減や効率化の推進においては、実績があると思うが、以前美郷町の教育委員との意見交換会をしたときに、出雲市の公務支援システムの取組についての話題が出て、わたしは、てっきり全地域でもう既に取組がかなり進んでいるものと思っていたが、なかなかその県内全域で、まだまだシステムが整備されていないのではと思い、今のところどの程度県内で整備が進んでいるか。

○大野学校企画課長 県立学校では先に導入しているが、小・中学校は市町村ごとに対応が異なっている。現状で、松江市、出雲市、安来市、雲南市、益田市、ではすでに導入が進んでいると聞いている。それから美郷町を挙げていただいたが、浜田教育事務所管内の3市3町、ここでは、これまでに進んでこなかった点も踏まえて、共同で導入すべく、今年度検討が進められており、可能であれば来年度から進められるところは進めたいという意向であると聞いている。そうした状況を我々としてもフォローしながら、予算的な措置というのはなかなか難しいが、技術的なアドバイスをしながら、なるべく、県全域に広がっていくようなサポートをしていきたいと思っている。

○河上委員 ぜひ整備を早急に進めていただいて効率化が図れるように、そして、より先生が生徒と向き合う時間がとれるよう、教育環境の整備の取組に繋がるので、ぜひ早急をお願いしたいと思う。

○生越委員 小学校の先生方の大変なところということで児童生徒対応とあるが、これは自分も含めて反省するところで、いろいろな保護者からの意見が多いと聞く。もうちょっと一緒にやっっていこうよというようなスタンスで、学校側から年度初めのPTA総会や各学校、学期の始まりなど、そこで保護者の方も一緒にこういうことをもやってくれないか、もっとやっいきましょう、一緒に子どもを成長させていくために協力していきましょう

というようなアピールをしてもらってもいいと思う。けっこう先生方はそんなことはお家でやってもらったほうがいいことではないかということがあるというふうに聞くが、そういうような案件も結構あるのかと想像する。自分達の反省も込めて、そんな感じで言っただけだと、「しまった」と保護者側としても、気付きがあると思う。

○大野学校企画課長 おっしゃるとおりだと思う。学校では何かと中で抱え込みがちであるが、保護者の方、地域の方の力を借りることで、教員負担軽減が図られるということもあるし、よい教育につながっていくことにもなると思うので、そういった面も含めて今後考えていきたいと思う。

○朋澤委員 年次有給休暇取得日数で、年5日以上取得を行っている職員は89パーセントしかいないことに少しびっくりしたが、これは今回の働き方改革の分かりやすい肝の部分かなと私は思っている。年5日以上取得は100%でなくてはいけないのではないかと考えていたので、ここは皆さん取られなくてはいけないかなと思った。もう1点、8の7の教員が担わなくてもよい業務、いわゆるアウトソーシングのところで、県内を東部と西部に分けるのが正しいかどうか分からないが、外部サポート人材の配置ということで県の中でうまくいくところといかないところがあるか。人材を確保するというのはすごく難しいと思うが、人口が多いところが行ないやすいのかなと思う。

○大野学校企画課長 年休についてはおっしゃるとおりで、わたし自身も個人的にはすごくびっくりしたデータであった。ただ、昔のデータを見ると、5年くらい前には、5日以下の取得者が20数パーセントあったので、それと比べるとまだ改善をしてきているというふうには受け止めているが、まだまだ課題が大きい。このあたりは業務の平準化とも関わってくると思うので、全体としての業務負担軽減と個別の教職員の状況に着目した対応をセットで行っていく必要があると思っている。外部サポート人材はおっしゃるとおり、予算の確保も課題だが、予算はあるけれども人が見つからないので配置できないという事例も少なからずあると思っている。こうした事例は西部でも聞いているが、松江、出雲でもそういう状況も一部あると聞いており、共通の課題だと思う。なかなか難しい課題ではあるが、予算を確保しつつ、なるべく手を挙げてもらいやすいように、いろいろな機会を通じた広報周知をしていく必要があると思っている。

———原案のとおり了承

報告第 63 号 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（案）の概要について（保健体育課・社会教育課）

○野々内社会教育課長 9の1ページをお願いする。公立中学校等の休日の部活動の地域移行に関連し、スポーツ庁及び文化庁より示された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（案）」の概要について御説明する。両庁がそれぞれに設置した「部活動の地域移行に関する検討会議」が提出した提言を踏まえ、これまで個別に策定していた個々のガイドラインを今回統合した上で、全面的に改定することとし、先月 17 日にガイドライン（案）として示した。ガイドライン策定の趣旨等としては、少子化が進む中、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、部活動改革に取り組むことが必要との観点から、学校部活動の適正な運営、効率的、効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するための対応について国の考え方を示したものであり、部活動の地域移行に当たっては、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備することとされているところである。主な内容だが、全体としては 4 つの項目でまとめられている。

I 学校部活動として適正な運営等の在り方について記載された項目であり、ここは従来のガイドラインの内容を踏まえた部分である。

II 新たな地域クラブ活動として、受け皿である実施主体や指導者に関する事など、その在り方について記載された項目

III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備として、移行期間や取組の進め方などについて記載された項目

IV 大会等の在り方の見直しとして、大会等の運営の在り方などについて記載された項目であり、この II から IV の項目が今回新たに設けられた部活動の地域移行に関連する部分である。なお、※で書いているが、I は中学生を主な対象とし、高校生も原則適用で、II から IV に関しては、公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましいとされている。

9の2ページをお願いする。参考として、これまでの主な経過と県の取組について記載している。令和 2 年 9 月に文部科学省から方向性が示された後、令和 3 年度から今年度にかけて、浜田市、美郷町、雲南市において実践研究が実施されている。その後、今年の 6 月にスポーツ庁、8 月に文化庁において、それぞれの検討会議から提言を受け、先月、両庁から今回のガイドライン（案）が示され、今月 16 日までパブリックコメントが実施さ

れたところである。それも踏まえて、今後、国のガイドラインとして確定されることとなる。県の取組としては、両庁の提言が提出された後の今年9月から教育庁内関係課でワーキンググループを立ち上げ、課題等の整理・検討を始めており、10月から11月にかけては教育長から市町村教育長へ、また、担当課から市町村担当課への説明や意見交換を行った。また、国からの実態調査に併せ、今月、各市町村での検討状況や地域移行に当たっての受け皿、指導者の有無、課題と考えている事柄などを聞く、実態把握のための調査を行っているところである。今後の取組としては、時期は未定としているが、国のガイドラインが確定後、県の部活動の在り方に関する方針を改定し、お示しすることとしている。

9の3ページからは、国から配布された資料を付けている。先ほど9の1ページで御説明したガイドライン（案）の概要を1枚にまとめた資料であり、説明は割愛させていただく。9の4ページと9の5ページだが、全体像（案）及びそのイメージ図が記載されているものである。9の4ページ、左の濃い太線四角囲みの中にある現在の学校部活動については、学校教育の一環として位置づけられているが、地域移行後は、右側の薄い太線四角囲みの中、休日の地域クラブ活動として、学校と連携して行うものとして位置づけられるとされている。真ん中の矢印にあるとおり、少子化の中、子どもたちの活動を持続可能な体制にする必要があるとして、学校部活動を地域に移行する向きで矢印が示されているが、同時に地域の実情に応じて、段階的に体制整備を進めていくとの考えも示されている。また、濃い太線四角囲みの下であるが、学校部活動の地域連携も、合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により、生徒の活動機会を確保するということで新たに加わった考え方である。左右両方の四角囲みにかかるように記載されているが、今直ちに地域移行に向かって進んでいくだけではなく、地域の実情に応じ、当面学校部活動として、存続することも認められるという、現実的な選択肢が提示されたと考えている。9の5ページはイメージ図であり、上段①②の休日の地域クラブ活動に加え、直ちに①②のような体制を整備することが困難な場合には、下段の地域の人材が部活動指導員や外部指導者として中学校に配置され、部活動の指導に加わるという現在の形を示したものであり、これらが併存するというを示している。9の6ページは休日の部活動の地域移行に係る手順の流れとして都道府県や市区町村の主な取組内容や、手順や流れをイメージ図として示したものである。9の7ページは休日の部活動の地域移行に係る要素として、都道府県、市区町村、各種団体、学校ごとに各段階に応じて、それぞれの役割や取組内容について例示されたものである。特に、9の7ページの表によると、県教育委員会に求められる役割として

は、教職員の兼職兼業の規定・運用の改善と記載されている。これについては先ほど説明した、庁内関係課でのワーキンググループにおいて検討を始めているところだが、具体的には国のガイドラインの確定を待って行うことにしている。

———原案のとおり了承

報告第 64 号 県立青少年社会教育施設の宿泊棟の利用再開等について（社会教育課）

○野々内社会教育課長 10 の 1 ページをお願いします。1 現状であるが、出雲市にある青少年の家と江津市にある少年自然の家は、新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設として、12 月 31 日まで休所中である。しかし、この休所の間、両施設とも完全に閉じているというわけではなく、施設内の利用できる諸室や設備を活用し、大型カヌーなどを使った湖面活動、野外活動、ケビン棟泊・テント泊等を実施したり、また、主催事業や出前事業等を行うなどにより、児童・生徒や県民の方へ体験活動の機会を提供してきた。

2 今後の対応であるが、来年 1 月 5 日から宿泊療養施設として稼働できる体制を取りつつ宿泊棟も利用を再開し、開所したいと考えている。現在、新型コロナウイルス感染症が再び拡大傾向にあり、大変心配される場所であるが、一方で、以前より宿泊棟を利用した宿泊活動を含めた体験活動再開への学校・県民の方からの要望も大きいことから、健康福祉部とも協議を行い、感染症対策を徹底しながら使用再開することにしたものである。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、再び、宿泊療養施設として稼働することとなった場合には、県から施設利用予定者へ、その旨を連絡するとともに、代替の体験活動等へ変更していただくこととしている。その際は現在と同様な利用になると考えている。なお、県からの連絡によって、宿泊利用から日帰り利用へ変更していただくことに伴い、日帰り利用の施設使用料が当初の宿泊利用の施設使用料を上回る場合がある。その場合には、その上回る額に相当する額を減免することとしている。具体的には下の施設使用料の表を御覧いただきたいが、宿泊の場合には、高校生以下は無料、高校生以外、すなわち大人の場合は、1 人 1 泊につき県内者 1,060 円、県外者 1,600 円を徴収することとなる。この使用料を支払えば、施設設備を利用できる。一方で、日帰り利用になった場合は、10 の 2 ページから 10 の 3 ページにかけての島根県立青少年社会教育施設条例別表のとおり、例えば、研修室ごと、設備ごと等により、使用料の額が定められており、使用時間や使用人数によっては、先ほどの宿泊使用料を上回るケースも出てくることも想定される。10 の 2 ページの上段に、この条例第 8 条の使用料の減免についての規定を載せてい

る。また、10の4ページ中段に、この条例の施行規則の抜粋を載せている。アンダーラインを引いた、施行規則第6条第1項第3号の規定により、教育長が特別の理由があると認めるときは、教育長が別に定める額を減免することができるので、この規定を適用させていただき、県側の事情により、宿泊利用から日帰り利用に変更された方の不利益にならないように取り計らいたいと考えている。

——原案のとおり了承

報告第65号 社会教育関係表彰等について（社会教育課）

○野々内社会教育課長 11の1ページをお願いします。資料にあるとおり、1から7までの7件の表彰について、別紙を用いて一括して順に御説明する。

11の2ページをお願いします。令和4年度島根県優良少年団体表彰（教育長表彰）についてである。

1 趣旨であるが、この表彰は、定期的、継続的な活動によって、明るく住みよい地域づくりに大きく貢献している少年団体を表彰するものである。

2 被表彰団体は県立三刀屋高等学校JRC部である。

3 主な表彰理由だが、三刀屋高校JRC部は、昭和38年に結成されて、今年度60年目であり、校生26名で構成され、雲南市内を中心に活動されているが、募金活動や救命講習等の一般的なイメージの活動にとどまらず、幅広い活動を実施し、例えば、地域住民と協働して2年前にパンの自動販売機が撤去されて以来の、校内での昼食販売を実現したり、校内で途絶えていた献血活動を約30年ぶりに実施したり、地域の偉人である、永井隆博士のことを語れる人を増やすための取組を行ったりするなど、自分たちの身近な課題への気付きを活動につなげ、地域住民や関係機関と連携協働しつつ、活動を進めていること。また、それらの活動を振り返り、学びに繋げるとともに、一過性の活動にとどまらず継続的な活動となっていることなどである。表彰式については、来年1月12日にこの教育委員室において行う予定としている。

11の3ページをお願いします。令和4年度島根県青少年芸術文化表彰（知事表彰・第1期分）についてである。

1 趣旨であるが、この表彰は、本県の芸術文化の発展向上への功績が顕著で、今後、一層の活躍が期待される青少年及び指導者を表彰するものである。

2 表彰対象は、表彰要綱で定める全国規模の大会及びこれに準ずると認められる大会

において、最優秀又はそれに次ぐ賞を受賞した個人と団体、また、永年の卓越した指導力により、本県の芸術文化の発展等に努め、その功績が顕著であると認められる指導者となっている。例年、1年を通して開催される大会の数や時期を、およそ半々になるように勘案し、受賞決定が4月から11月までのものが第1期、12月から3月までが第2期分と分けているが、今回はそのうちの第1期分である。

第1期分の受賞者は、3のとおり2団体である。1番目の出雲市立斐川西中学校合唱部は、全日本合唱コンクール全国大会の中学校部門混声合唱の部において、金賞と青森市教育長賞を受賞された。2番目の出雲市立北陽小学校音楽部は、全日本合唱コンクール全国大会の小学校部門において金賞を受賞された。

4 表彰式については、来年3月29日に島根県庁において行われる予定である。

5 参考(2)に記載しているが、今年度から表彰式は第1期分と第2期分とを併せて3月に行われることになったので御報告する。

11の4ページをお願いします。令和4年度島根県児童生徒学芸顕彰(教育長顕彰・第1期分)についてである。1 趣旨であるが、この顕彰は、学術・文化活動を通じて本県の児童生徒に豊かな人間性を育むことを目的として優秀な成果をおさめた児童生徒及び指導者を顕彰するものである。

2 顕彰対象は、実施要項で定める全国規模の大会及びこれに準ずると認められる大会において、入賞以上と認められる賞を受賞した個人と団体、また、永年の指導により優秀な成果をおさめ、その功績が顕著と認められる指導者となっている。ただし、先ほどの知事表彰に該当するものは除く。この顕彰も先ほどの知事表彰と同様に、1年を2期に分けており、今回第1期分の受賞者は、3のとおり、児童生徒10団体・7個人の計17件。指導者の該当はなかった。詳細は11の5ページに別表として記載しているので御覧いただきたい。それぞれの説明は割愛させていただくが、児童生徒の一覧は、上段の表が団体の部、下段の表が個人の部となっており、それぞれ県立高校、私立高校、中学校の順となっている。

11の4ページにお戻りいただきたい。4 顕彰式については、昨日22日、サンラポーむらくもにおいて実施した。こちらについては例年どおり年2回に分けて、顕彰式を行うこととしている。

11の6ページをお願いします。令和4年度優良PTA文部科学大臣表彰についてである。

1 趣旨であるが、PTA本来の目的等に照らし、優秀な実績を上げているPTAを表

彰し、PTAの健全な育成、発展に資することを目的としており、県内の各PTA連合会から推薦のあったPTAを県で選考して文部科学省に推薦し、文部科学大臣が表彰するものである。

2 被表彰団体のとおり、今年度は大田市立高山小学校PTAと県立矢上高等学校PTAの2団体が受賞されることとなった。まず、大田市立高山小学校PTAは、少人数の小学校であるため保護者数も減少していることから、卒業生や保護者OB、地域にも参加を呼びかけ、協力を得ながら、学校林を含めた小学校の環境整備作業に取り組んでいること。地域の伝統芸能である「シッカク踊り」を児童が地域の住民とともに継承して行っており、その練習や地域の祭りでの披露の際、PTA会員が積極的に協力していること。また、県立矢上高等学校PTAは、「しまね留学」の県外生の保護者が多くなったことから、そのような保護者の参加も可能にするため、PTA総会や学級懇談会をオンラインで開催したり、出欠確認等をWebで行ったりするなどの工夫をしていること。これまで、PTA研修会を継続して開催してきたが、平成30年度からは学園祭の企画の中に講演会を設けることで、親子で一緒に学べる場としたことなどが主な表彰理由である。

3 表彰式は、大田市立高山小学校PTAについては11月18日に東京都において、日本PTA年次表彰式にて表彰されている。また、県立矢上高等学校PTAについては8月25日に石川県において、全国学高等学校PTA連合会石川大会にて表彰されている。

11の7ページをお願いする。令和4年度優良公民館及び公民館職員表彰（教育長表彰）についてである。

まず、1 優良公民館表彰であるが、事業内容や方法などに工夫をこらし、地域住民の学習活動に大きく貢献している公民館を表彰するものである。

2 公民館職員表彰も同様だが、市町村教育委員会から推薦があったものを、県の審査委員会において選考した上で、決定している。今年度の被表彰館は(2)の一覧表に記載の4館である。安来市荒島交流センターでは、小学生を対象に年間を通した体験活動を行い、そこに高齢者団体の参画も得て多世代交流の場ともなっていること。また、地域住民で組織した「未来あらしま」など、地域内外の組織と連携し、様々な地域活動を行っていること。浜田市三保まちづくりセンターでは、少子高齢化の進展など、厳しい地域事情の中にあっても、子どもたちを対象とした「防災デイキャンプ」などを積極的に開催し、地域の様々な団体や組織と連携し取り組んでいること。益田市豊川公民館では、地域に小学校までしかない中で、卒業生の中高生地域活動グループの支援を行ったり、子ども向けの活動

「とよかわ寺子屋」を運営するなど、幅広い世代の地域住民で組織する協議会とともに、子どもを中心に据えた活動、「ひとづくり」「地域づくり」に取り組んでいること。益田市豊田公民館では、事前の打ち合わせなどでの意見集約を大切にしながら、乳幼児から高齢者まで、幅広い世代を対象にした活動を行い、地域の団体、組織と連携して、人をつなげる視点で活動が行われていることなどが主な表彰理由である。

11の8ページをお願いします。2の公民館職員表彰は、公民館活動の振興に顕著な功績があった者を館長として、または、主事等の職員としてそれぞれ表彰するものである。今年度の被表彰者は一覧表のとおり16名である。お名前や主な表彰理由は、11の8ページから10ページにかけて記載しており、お一人ずつの説明は、割愛させていただくが、いずれも永年、公民館活動に情熱をもって取り組まれている方々である。

11の10ページをお願いします。3 表彰式は、例年、島根県公民館研究集会において表彰を行っているが、今年度は新型コロナウイルス感染症の関係で開催が中止となったため、各市町村で伝達することにした。

11の11ページをお願いします。第75回全国優良公民館表彰（文部科学大臣表彰）についてである。

1 趣旨であるが、特に事業内容や方法などに工夫をこらした活動を行い、その成果を生かして、人づくり・まちづくり・地域づくりに大きく貢献している公民館を、県で選考して文部科学省へ推薦し、文部科学大臣が表彰するものである。

2 被表彰公民館は、邑南町井原公民館と松江市鹿島公民館の2館が表彰されることになった。まず、邑南町井原公民館は、これまで公民館の利用が少なかった若者や子育て世代をターゲットに、新たな事業を始めたり、参加しやすい時間帯に様々な活動を実施していること。参加者からのアンケート等を通して、ニーズを把握し、次回以降の活動の改善につなげ、子どもや男性の参加者数増や参加者によるサークル活動が立ち上がるなど、新たなつながりが生まれていること。また、松江市鹿島公民館は、子どもを中心とした活動に積極的に取り組み、子どもに関わる地域住民等との交流の機会を広げるなど、ふるさとに愛着を持ち、地域のために活動できる人材育成に取り組んでいること。旧鹿島町4地区の公民館が統合されて、鹿島公民館が誕生したことをきっかけに、「オール鹿島」を合い言葉に、4つの地区の融和を大切にし、それぞれの地域が持つ特色や文化を地域全体で理解し、継承する取組に力を入れていることなどが主な表彰理由である。

3 表彰式は、来年2月3日に東京で、対面とオンラインを組み合わせて開催される予

定である。

最後に 11 の 12 ページをお願いする。令和 4 年度「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」に係る文部科学大臣表彰についてである。

1 趣旨であるが、学校と地域が連携・協働し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に実施する取組で、他の模範と認められるものを、県で選考して、文部科学省に推薦し、文部科学大臣が表彰をするものである。

2 被表彰団体のおり、今年度は豊川地区学校運営協議会/とよかわの未来をつくる会が表彰されることになった。

3 主な表彰理由は、地域学校協働活動推進員等をはじめ、保護者や P T C A 関係者、公民館関係者など、多種多様な委員で学校運営協議会が構成されていること。豊川地区学校運営協議会では、学校教育目標を地域と共有するためのシートの活用や、地域と協働した総合的な学習の時間のカリキュラムなどについて協議が行われ、学校運営の改善等に資するだけでなく、地域学校協働活動との一体的推進に係る内容となっていること。とよかわの未来をつくる会を中心に組み込まれている地域学校協働活動は、幅広い地域住民の参画を得て行われており、地域住民の主体性や地域貢献の意欲の高まりにも資するものとなっていることなどである。

4 表彰式は、来年 2 月 3 日に東京で、先ほどの全国優良公民館表彰と併せて開催される予定である。

○河上委員 県内の各地の市町村の合併によって、更に公民館の活動は、各地域の住民に根差した公民館の役割が非常に大きくなっているのではないかと思います。その中で、この表彰を受けられた公民館や職員の皆様の活動は非常に評価が高いと思うので、活動事例をもっと多くの他の公民館や職員の皆様に、事例を紹介することが非常に大切で参考になるのではないかと思います。是非、多くの公民館や職員の方に事例がわかっているような冊子を作られるとか、公民館に P R されるとか、是非やっていただければと思う。

○野々内社会教育課長 11 の 10 ページに書いているが、例年、島根県公民館研究集会を開催しており、ここで表彰するというので、普段の活動について、広く知らしめるということが行われている。残念ながら今回は開催できなかったが、そういう場を使ったり、県公民館連絡協議会があるが、そちらのホームページでも、掲載してもらって周知をしている。

———原案のとおり了承

報告第 66 号 「風流踊」のユネスコ無形文化遺産代表一覧表への記載決定について

(文化財課)

○角田古代文化センター長 資料 12 の 1 ページをお願いします。11 月 30 日に、モロッコのラバトで開催された第 17 回ユネスコ無形文化遺産政府間委員会において、津和野弥栄神社の鷺舞を含む「風流踊」を代表一覧表に記載、つまり、登録するように決議があった。

1 風流踊りについては、(1) 内容のとおり、盆踊りや小唄踊など、全国各地の歴史や風土に応じて、様々な形で伝わる民俗芸能で、衣装や持ち物に趣向をこらし、笛や太鼓などで囃し立てながら賑やかに踊ることで、厄払いや安寧な暮らしを願うという共通の特徴がある。(2) 構成のとおり、このたびは、24 都府県にまたがる 41 件の重要無形民俗文化財が登録されている。詳細は 12 の 3 ページ別紙一覧のとおりである。風流踊については、もともと神奈川県三浦市のチャッキラコ 1 件のみが平成 21 年に登録されており、今回はその拡張登録という形で、41 件の重要無形民俗文化財が一括で登録されることになった。

2 津和野弥栄神社の鷺舞については、(1)(2)のとおり、平成 6 年に重要無形民俗文化財に指定されている。保護団体は、弥栄神社の鷺舞保存会である。(3)鷺舞の概要については、京都の祇園会で演じられた舞が室町時代に山口に伝わり、さらに、津和野で新しい祭礼で伝えられたもので、例年 7 月 20 日、27 日の祭礼で演じられ、舞人 2 人が雌雄の白鷺に扮して優雅に舞う、貴重な伝統芸能である。なお、参考のとおり、日本におけるユネスコ無形文化遺産の登録件数は 22 件で、島根県内では、浜田市の石州半紙、松江市の佐陀神能に次いで、3 つ目の登録記載になる。

——原案のとおり了承

報告第 67 号 第 8 回古代歴史文化賞について (文化財課)

○角田古代文化センター長 13 の 1 ページをお願いします。平成 27 年より、奈良県などと 5 県共同で実施してきた古代歴史文化賞については、11 月 2 日に帝国ホテル東京において選定委員会を開催した。大賞 1 作品、優秀作品賞 4 作品、特別賞 1 名を選定し、島根・奈良両県知事に御出席いただいて、表彰式を行った。選定された作品は、3 の大賞・優秀作品賞のとおりである。大賞は、東京大学名誉教授設楽博己氏の顔の考古学 異形の精神史。縄文時代の土偶を始め、埴輪などに見られる特異な顔表現について、その意味と役割、

変遷を考察したものである。各時代の顔の分析・比較から社会の特色を論じ、さらには現代社会が抱える課題にも通じることを指摘した作品である。優秀作品賞には、名古屋大学大学院の中塚武氏の気候適応の日本史。岡山大学の今津勝紀氏の戸籍が語る古代の家族、慶応義塾大学の十川陽一氏の人事の古代史、京都大学名誉教授の大谷雅夫氏の万葉集に出会うが選ばれた。作品の内容については、13の2ページのとおりである。特別賞は、歴史文化に対する興味関心を持たせたり、理解促進に大きく貢献したりした人物、作品及び取組などを表彰するものである。資料13の1ページ 4のとおり考古イラストレーター
の早川和子さんが選ばれた。早川さんは、遺跡だけでは、イメージしにくい古代の人々の衣食住、信仰、風景などをテーマに、親しみやすいイラストの制作に長年にわたり取り組み、古代歴史文化の普及、理解促進に大きく貢献されたことが評価された。作品は、古代出雲歴史博物館を始め、全国の歴史博物館などで、展示されており、学校用教科図書にも使われている。第8回古代歴史文化省の受賞記念イベントは、6のとおり、令和5年1月21日に奈良県文化会館、1月29日に島根県民会館で開催する。松江会場では、大賞の設楽博己さんの講演や特別賞の早川和子さんとの対談を予定している。なお、古代歴史文化賞については、10周年となる今年度をもって終了し、今後は、その成果を活かした情報発信を行う。

———原案のとおり了承

野津教育長 非公開宣言

—非公開—

議決第23号 令和6年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験のアウトラインについて
(学校企画課)

———原案のとおり議決

議決第24号 教職員の懲戒処分について (学校企画課)

———原案のとおり議決

承認第7号 職員の懲戒処分について（総務課）

——原案のとおり承認

協議第5号 浜田ろう学校高等部における学科名の変更について（特別支援教育課）

——資料により協議

報告第68号 令和4年度文部科学大臣優秀教職員表彰について（総務課）

○小畑総務課長 18の1ページをお願いします。この優秀教職員表彰は、1の趣旨のとおり、学校教育における教育実践等に顕著な成果をあげた教職員を文部科学大臣が表彰する制度である。表彰要件としては現職の教職員で、令和4年4月1日時点において、教職員経験10年以上かつ原則50歳未満であり、また推薦者である島根県教育委員会の表彰を既に受けている者とされている。なお、50歳未満の年齢要件はあるが、当面の間、50歳以上の優秀教職員を推薦することができるということとなっている。実際、このたびの受賞者7名のうち3名が50歳を超えている。その表彰制度へ7名を推薦していたが、このたび文部科学省から、決定の通知があった。決定者7名の概略は、3 受賞者及び受賞理由のとおりであるが、簡単に御説明する。なお、3の一覧は推薦順となっている。（1）安来高等学校の岩田将太郎教諭はバレーボール部顧問として、全国規模の大会に複数回出場を果たしたほか、地域の小中学生などと、練習会、練習試合を積極的に行ない、競技の普及に努めた取組などが評価された。（2）安来高等学校玉木史朗教諭は、長年、高校バレーボールの指導に携わり、指導した多くの学校で好成績を収めたほか、地域での普及活動、高校内の指導者育成を見据えた進路指導などの取組が評価された。（3）出雲農林高等学校大畑篤郎教諭は、カヌー一部顧問として、全国規模の大会で好成績を収めるなどのほか、学校での生徒指導副部長、寮務部長などの立場で若手職員若手教員の見本となるなど、学校運営に貢献したことなどが評価された。（4）大田市立大田西中学校濱岡睦月教諭は、身につけた柔道の専門性を活かしての生徒指導を積極的に行っているほか、教育現場で若手のリーダーとして活躍するなど、他の教職員の模範となっていることなどが評価された。（5）松江東高等学校内藤永嗣教諭は、合唱部顧問として、全国規模の大会で好成績をおさめてきたほか、部活動以外では、地域と生徒の音楽交流や、生徒の音楽への興味が深まるよう工夫した授業づくりを実施したことなどが評価された。18の2ページをお願いします。（6）津和野町立津和野小学校中村徹教諭は、児童同士が聴き合うなど、温かな人間関係

の中で行う授業づくりへの取組、また、益田市のふるさと読本の作成に携わることによるふるさと教育に貢献、数多くの研究大会での実践発表などにより、教育の充実に寄与したことなどが評価された（7）三刀屋高等学校片岡初美教諭は、前任校の平田高校に赴任以来、青少年赤十字の指導者としてJRC部に所属する生徒の育成や、自らは全国青少年赤十字研究会で講師を務める活躍のほか、高校と地域が連携した取組を積極的に行い、地域の活性化に貢献したことなどが評価された。

18の1ページお戻りいただきたい。表彰式であるが、2のとおり令和5年1月17日に文部科学省本省において代表者のみの参加とし、その他の表彰者に対しては、オンラインでのライブ配信が行われる方法がとられる予定となっている。

○原田委員 受賞理由について教えていただきたい。（1）の岩田将太郎先生の体育科の伝統行事の継承と書いてあり、教科体育としてのどの伝統行事を指しているのか教えていただきたい。

○小畑総務課長 岩田将太郎教諭であるが、先ほど私が説明した伝統行事の部分については、高校の体育主任として、体育科の伝統行事が授業の中にあり、これがなくなりかけていたところ、復活させて継承しているということ。これを使って、体力向上や健康増進に努めたという実績がある。具体的には、校内ロードレース大会を現代の状況に合わせて継承したことなどである。

———原案のとおり了承

野津教育長 閉会宣言 16時35分